

基安発第 0604001 号

平成 21 年 6 月 4 日

独立行政法人造幣局総務部長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部長

労働安全衛生法に基づく健康管理手帳等を交付された方々に対する
健康診断の費用負担等について（依頼）

労働基準行政の運営に当たりましては、日頃から御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、一定の有害業務に労働基準法の施行の日以降において従事し離職した労働者に対しては、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 67 条により健康管理手帳を交付し、定期的に健康診断を実施し、健康管理の徹底を期しているところであります。また、一定の有害業務に労働基準法の施行の前において従事し離職した労働者で、労働基準法の施行の日以降は当該業務に従事していない者に対しては、昭和 55 年 11 月 8 日基発第 614 号「特定業務に係る健康管理のための手帳による健康診断について」により特定業務に係る健康管理のための手帳を交付し、定期的に健康診断を実施し、健康管理の徹底を期しているところであります。

これら一定の有害業務に従事し離職した労働者に対する健康管理手帳及び特定業務に係る健康管理のための手帳（以下「健康管理手帳等」という。）に関する制度（以下「健康管理手帳等制度」という。）による健康診断は、退職した労働者について、その従事した業務に起因して発生する疾病で、発病した場合重度の健康障害を引き起こすもの（例えば、石綿にばく露することによって発症する中皮腫）の早期発見を目的として実施しております。

労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）の適用事業場において一定の有害業務に従事したことにより健康管理手帳等を所持するに至った者に対する当該健康診断については、労働者災害補償保険法に基づく社会復帰促進等事業として実施しているところですが、造幣局に勤務する又は勤務していた職員については、労働者災害補償保険法第 3 条第 2 項又は独立行政法人通則法（平

成11年法律第103号)第59条第1項第1号の規定により労働者災害補償保険法の適用除外となっております。

健康管理手帳等制度の趣旨、労働者の安全と健康確保に係る労働安全衛生法上の事業者の責務を踏まえると、退職後の労働者についても、事業者がその従事した業務に起因する疾病の予防についての措置を講ずるべきものと考えます。

よって、造幣局に勤務した職員で、健康管理手帳等が交付された方々に対する健康診断費及び受診旅費については、事業者たる造幣局において負担いただくようお願い申し上げます。